

第1章 基本計画策定の考え方

1. 策定の趣旨
農業及び農村を取り巻く情勢の変化に対応し、食や農に対する県民の多様化する期待に応じていくとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれる農村地域の確立に向け、めざすべき将来の姿とそれを実現するための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、策定する。
2. 計画の性格
県の食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者の方々の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの。
3. 計画の期間
令和2年度(2020年度)から10年後を見通す。

第3章 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方

1. 農業及び農村の果たす役割
(1)食料の持続的な供給 (2)多面的機能の発揮 (3)地域経済と就業の場を担う産業
2. めざすべき将来の姿
(1)安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿
(2)農業ビジネス人材が育成され、雇用力のある農業経営が展開されている姿
(3)農村地域が持続的に活性化し、多面的機能が発揮されている姿
(4)食の関連事業者との連携のもと、新たな価値やマーケットが創出されている姿
3. 基本計画の見直しにあたっての視点
農業・農村を活性化していく視点に加え、次の3点を見直しの視点とする。
(1)AIやロボット等、革新的技術がもたらす新たな展開
(2)持続可能な「食」・「仕事」・「生産環境」などの実現
(3)「協創」による自立的かつ持続的な農村地域の活性化

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

1. 食と農業及び農村を取り巻く環境の変化
(1)人口減少問題への対応をはじめとする「地方創生」の取組が本格化
(2)TPP11及び日EU・EPAの発効、TAG交渉開始等、グローバル化のさらなる進展
(3)Society5.0 (IoT、AIなど第4次産業革命技術がもたらす新たな社会)や SDGs (持続可能な暮らしや社会を営むための「持続可能な開発目標」)等の新たな潮流
(3)人口減少の本格化、高齢化により、国内食市場は縮小の予想、一方、和食人気の高まりとともに、日本産食品への海外の需要が高まると予想
(4)社会構造やライフスタイルの変化により、消費者ニーズが多様化・高度化
(5)都市等から農村への移住者の増加など、「田園回帰」の広がり
(6)女性の能力を生かした商品開発、障がい者が農業に従事する農福連携など、女性や障がい者をはじめ多様な人材の活躍が拡大
(7)大規模自然災害に備え、国土強靱化など防災・減災対策の強化を求める声の高まり
(8)農地中間管理事業などの国の新たな農業政策が定着
(9)伊勢志摩サミットや東京2020大会等の機会(成果)も生かし、県産農産物を含めて、高いポテンシャルを有する本県の「食」の魅力を積極的に発信
2. 三重県の農業及び農村の現状と課題
(1)耕地
・耕地面積は年々減少、直近10年間で耕地面積の4.7%の約2,900haが減少。
・耕作放棄地が増加、平成27年には、耕地面積の12.6%にあたる7,622haに。
⇒課題 持続可能な地域農業の構築が必要。
(2)農業者
・農業就業人口は、平成27年までの直近10年間で約40%減少。うち75%を65歳以上が占め、高齢化が進行。新規就農者のうち法人就農の割合は約7割と高い。
⇒課題 担い手の確保に加え、スマート化等革新的技術の活用が必要。
(3)農業生産
・農業産出額は、平成29年には1,122億円と、米の減少などを背景に、平成2年の1,575億円と比較して28.8%減少。
⇒課題 「もうかる農業」の実現に向け、さらに取組を進める必要がある。
(4)農村社会
・高齢化、人口減少により、地域の共同活動で支えられる多面的機能の発揮に支障が生じつつある。
・野生鳥獣による農作物被害は、減少しているものの依然として深刻な問題。
⇒課題 農村地域が持続していくための取組を進める必要がある。

第4章 農業及び農村の活性化に向けた施策の展開

農業及び農村の果たす役割を踏まえ、4つの基本施策と目標を定める。

1. 基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給

基本目標	※ 検討中 【参考】 現行：農業産出等額
施策の展開方向	※ 「もうかる農業」のもととなる、安全・安心な食料を県民等に安定的に供給するための多彩な農畜産物の生産・流通体制の強化に係る取組を位置付ける。

2. 基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

基本目標	※ 検討中 【参考】 現行：農畜産経営体における法人経営体数（累計）
施策の展開方向	※ 「もうかる農業経営」と「持続可能な地域農業」を構築していくための、意欲と経営感覚にあふれる多様な農業経営体の確保・育成に係る取組を位置付ける。

3. 基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進

基本目標	※ 検討中 【参考】 現行：農山漁村の交流人口
施策の展開方向	※ 「農村の持続性」を高めていくための、安全・安心で快適な農村環境の整備や、農村の活性化に係る取組を位置付ける。

4. 基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出

基本目標	※ 検討中 【参考】 現行：魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合
施策の展開方向	※ 「もうかる農業」の実現のために必要となる、県民の食と農との結び付きの強化と、農を起点とした新たな価値の創出に係る取組を位置付ける。

※「みえ県民カビジョン・第三次行動計画(仮称)」の策定作業とも整合を図りつつ検討。

第5章 推進体制の整備

県、市町、農業者、関係団体等の担う役割を明確にし、適切な役割分担のもと、協創を基本姿勢として計画の推進に取り組む。

耕地に関するデータ

■ 耕地面積の推移 ■

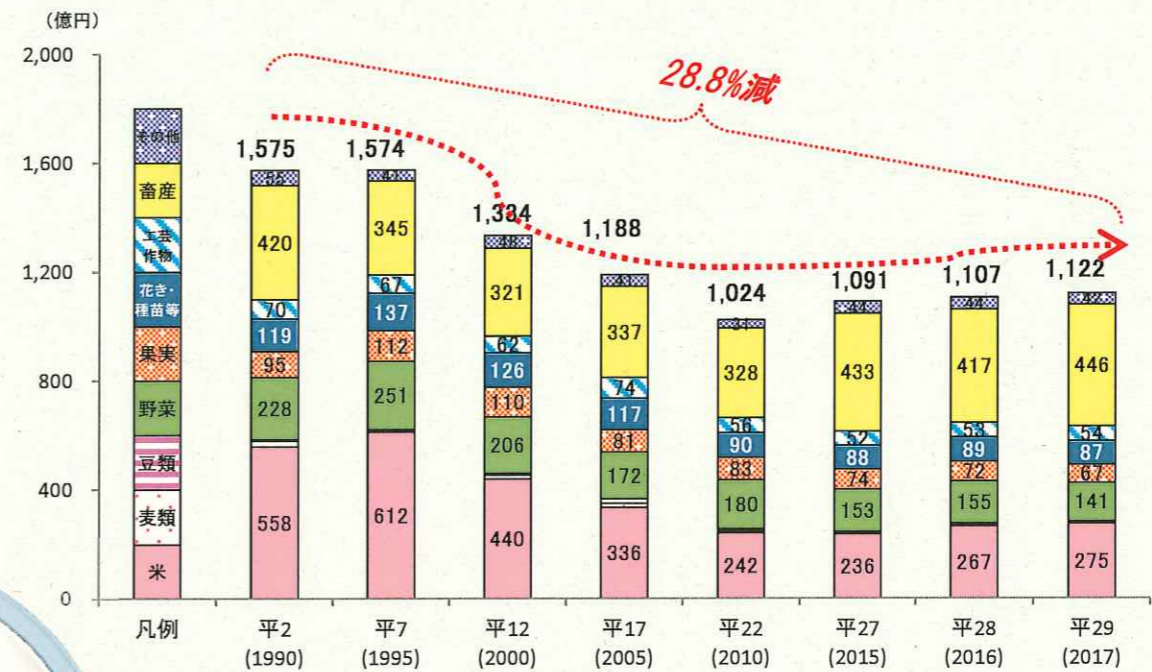


■ 耕作放棄地面積の推移 ■



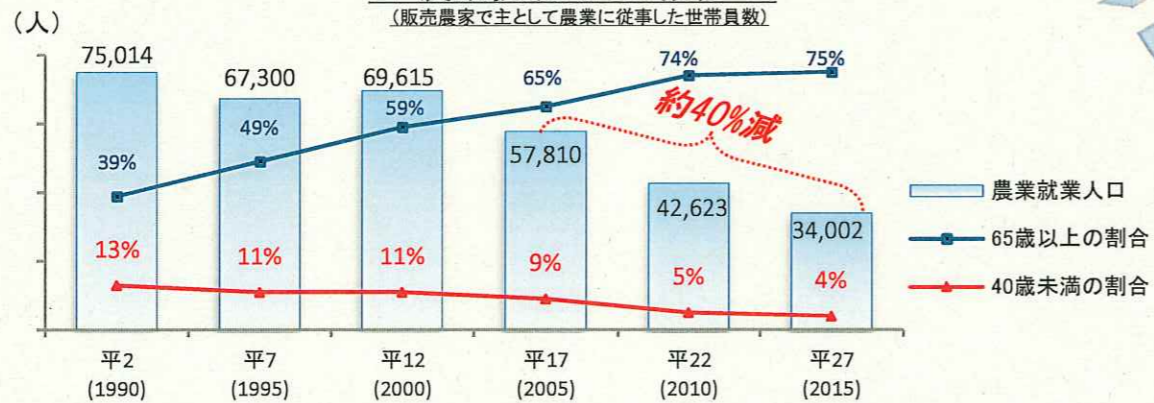
農業生産に関するデータ

■ 農業産出額の推移 ■



農業者・農村に関するデータ

■ 農業就業人口の推移 ■

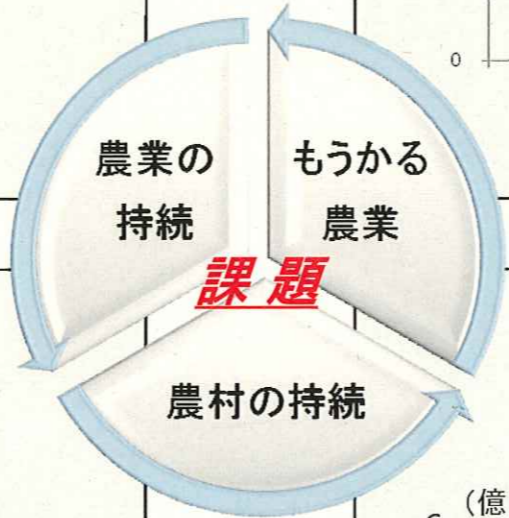
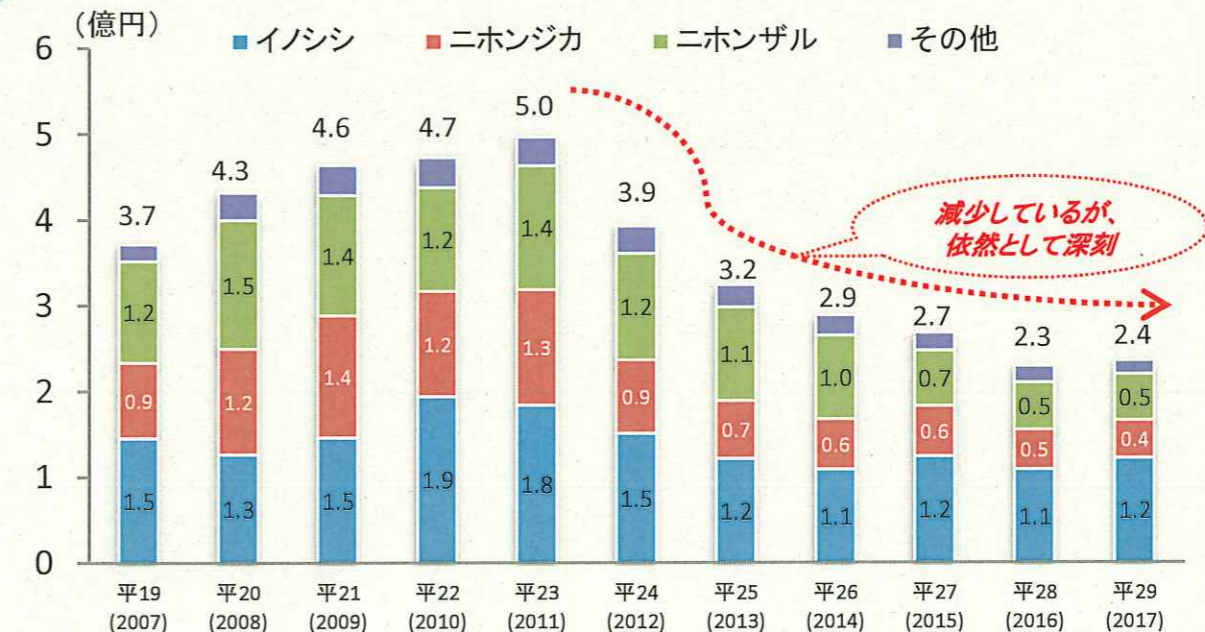


■ 新規就農者数(45歳未満)の推移 ■



農村に関するデータ

■ 野生鳥獣による農作物被害額の推移 ■



基本計画の見直しにあたっての視点について（案）

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の見直しにあたっては、「第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢」に整理する環境変化等を踏まえて、「第3章 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方」に、農業・農村の活性化に関する視点に加えて次の3つの視点を設定し、施策の展開内容を検討します。

視点1 AIやロボット等、革新的技術がもたらす新たな展開

踏まえるべき環境変化	施策展開における主な検討ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化、人口減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマート農業による担い手農家のさらなる規模拡大 ・ " " 高齢者の活躍（軽労化など） ・ " " 熟練技術の保存と継承の円滑化 ・ " " に対応した生産基盤の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動などの地球環境問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビッグデータ（気象や農作業記録、選別・選果など）解析に基づくきめ細かな栽培（生産）管理など
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者ニーズの多様化・高度化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場情報や消費行動等のビッグデータ解析に基づく、出荷や商品開発など

視点2 持続可能な「食」・「仕事」・「生産環境」などの実現

踏まえるべき環境変化	施策展開における主な検討ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・安心な食の重要性の高まり ・ 海外における和食人気 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GAP、有機農業など、人や環境にやさしい農業の推進 ・ 食品ロスの解消 ・ 家畜伝染病の発生リスクへの対応 ・ 農産物の輸出促進やインバウンド需要への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化、人口減少 ・ 田園回帰の動き 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者、農業ビジネス人材など、次世代を担う農業人材の育成 ・ 発展途上にある専門的農業経営の収益力向上 ・ 農業の事業継承の仕組みづくり ・ 農地の集積・集約、営農組織（集落営農、法人等）の育成、生産基盤整備など、地域農業が持続できる仕組み ・ 農福連携の推進 ・ 女性や外国人など、多様な人材の活躍
<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動などの地球環境問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象変動に対応できる品種の開発や新たな作物の導入、病虫害被害防止対策の実施

視点3 「協創」による自立的かつ持続的な農村地域の活性化

踏まえるべき環境変化	施策展開における主な検討ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化、人口減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地域の共同活動への支援、地域内外の多様な人材の参画促進など、地域活動が持続できる仕組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 田園回帰の動き 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然体験などに着目した都市等と農村との交流促進 ・ 自然体験や農村地域活動を基軸とする新規ビジネス創出
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の頻発化、大規模災害の発生リスクの高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強い農業生産の取組 ・ 農業や農村の防災、減災対策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣被害の深刻化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な侵入防止柵等の整備や、地域ぐるみの追い払いや捕獲活動の促進 ・ 効果的、画期的な捕獲技術の開発 ・ 獣肉（ジビエ）の利活用

序章 三重の森林づくり基本計画改定の考え方

1 計画改定の趣旨

平成24年の改定から7年が経過する中、この間の本県の森林・林業を取り巻く社会情勢の変化をふまえて森林・林業に関する具体的な施策の方向を示し、県民や市町、林業事業者等関係者が一丸となって三重の森林づくりに取り組んでいけるよう改定するもの。

第1章 基本方針

1 条例の基本理念

三重の森林づくり条例で規定する4つの基本理念「多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「県民の参画」を受けて次の4つの基本方針を定めています。

2 基本方針と目標

令和元(2019)年度から令和10(2028)年度までの10年間で実現を目指す目標を定めています。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

指標	単位	現状H29 (2017) (参考：H29単年)	R10 (2028)
公益的機能増進森林整備面積	ha(累計)	1,540	30,300
山地災害危険地区整備着手地区数	地区(累計)	2,142	2,359
新植地の被害率(獣害)	% (箇所)	20.3	0
森林境界明確化面積	ha(累計)	25,000	60,000

基本方針2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

指標	単位	現状H29 (2017) (参考：H29単年)	R10 (2028)
県産材素材生産量	千m ³	336	430
林業人材育成人数	人(累計)	39	645
製材・合板需要の県産材率	%	46.6	60.0

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育および学習の場でもあることから、森林の保全および活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

指標	単位	現状H29 (2017)	R10 (2028)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	千人	1,426	1,613
森林環境教育支援市町数	市町	8	29
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	人・団体	102	300

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

指標	単位	現状H29 (2017)	R10 (2028)
森林づくり活動への参加団体数	団体	114	124
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数	者(累計)	-	80
三重の森林づくりへの関心度	%	-	50.0

第2章 基本施策 第3章 具体的な施策

基本方針に沿って、基本施策を定めています。なお、基本施策と具体的な施策については、基本方針とともに、次の「森林・林業のあるべき姿」をふまえて定めます。

森林・林業のあるべき姿

(1) 森林のあるべき姿

- ① 森林の資源活用と公益的機能が調和している
- ② 県民全体で森林を支えるという合意形成が出来ている

(2) 林業のあるべき姿

- ① 林業が誇りある産業として、地域を支えている
- ② 森林環境に配慮しながら、持続可能な林業経営が行われている
- ③ 林業や木材産業の関係者等が連携し、消費者ニーズに対応したビジネスを展開している
- ④ 森林の持つ多様な資源や地域の特色が生かされている

基本施策1-(1)「構造の豊かな森林」づくり

- ① 持続可能な森林づくり
- ② 公益的機能を重視した森林づくり
- ③ 多様な森林づくり

※「構造の豊かな森林」とは

- ✓人工林や天然林などの林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林などの樹種の異なる森林
- ✓若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ✓高木や低木、下層植生など垂直方向の階層構造が多様な森林
- ✓これらが複合した多種多様な生物多様性の高い森林

基本施策1-(2)県民の命と暮らしを守る森林づくり

- ① 災害に強い森林づくりの推進
- ② 森林の保全と保安林制度の推進
- ③ 森林病虫害対策および森林災害対策の着実な実施
- ④ 野生鳥獣による被害の低減

基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化

- ① 国・市町等と連携した森林管理の推進
- ② 森林資源データの整備と情報提供
- ③ 森林の公有林化等による公的管理
- ④ 森林の公益的機能発揮に向けての研究

基本施策2-(1)林業および木材産業等の振興

- ① 森林施業の集約化の促進
- ② 多様な原木の安定供給体制の構築
- ③ 林業・木材産業の競争力強化とスマート化
- ④ 多様な収入源の創出
- ⑤ 特用林産物の振興
- ⑥ 効率的な林業生産活動のための研究

基本施策2-(2)森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- ① 林業の担い手の育成・確保
- ② 地域を担う多様な人づくり
- ③ 林業事業者の育成と経営力の向上

基本施策2-(3)県産材の利用の促進

- ① 県産材の需要の拡大
- ② 信頼される県産材の供給の促進
- ③ 住宅建設における木材利用の促進
- ④ 中・大規模施設等の木材利用の推進
- ⑤ 持続可能な木質バイオマス利用の推進
- ⑥ 新製品・新用途の研究・開発の促進

基本施策3-(1)森林文化の振興

- ① 森林の文化的価値の保全および活用
- ② 森林文化の体験と交流の促進
- ③ 里山の整備および保全の促進
- ④ 森林文化の継承

基本施策3-(2)森林環境教育・木育の振興

- ① 森林環境教育・木育に関わる「人づくり」
- ② 森林環境教育・木育に関わる「場づくり」
- ③ 森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」

基本施策4-(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

- ① 森林づくり活動への県民参加の促進
- ② 緑化活動の促進

基本施策4-(2)木づかいの促進

- ① 暮らしの中での木づかいの促進
- ② 多様な主体との連携による木づかいの促進

基本施策4-(3)三重のもりづくりの意識の醸成

- ① 三重のもりづくり月間の取組

第4章 計画の進行管理

計画に基づく施策の着実な実施を図るため、毎年度、目標に対する進捗状況を把握して県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて内容を公表します。

- ① 数値目標による進行管理
- ② 年次報告および公表
- ③ 計画の見直し

①緑の循環推進プロジェクト

現状と課題	取組手法	成果指標 (R5)
<ul style="list-style-type: none"> 森林資源の充実 木材需要増に伴う主伐の増加 確実な再造林等による更新と獣害対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●確実な森林の更新と的確な獣害対策 ・市町と連携した伐採状況確認や更新状況把握 ・森林所有者等が森林の更新のために行う獣害防護柵設置への支援 ・ICT等を用いたニホンジカ捕獲のモデル実施と技術普及 ・一貫作業システムやコンテナ苗等のモデル導入とその普及 	皆伐後の更新率 100%

②災害に強い森林づくりプロジェクト

現状と課題	取組手法	成果指標 (R5)
<ul style="list-style-type: none"> 台風や集中豪雨等で森林が崩壊し、流出した土砂や流木による被害が頻発 取組を拡充・強化し、災害に強い森林づくりをより一層進める必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に強い森林づくりの拡充・強化 ・溪流部において、流木が発生した場合にもその流下を緩和軽減する「災害緩衝林」の整備や効果検証、必要に応じて流木捕捉式ダム等の設置検討 ・流域における防災機能強化のため、「災害緩衝林」の隣接地などで崩壊による土砂流出の危険性が高い森林の整備 ・豪雨等によって流出する恐れのある異常に堆積した土砂や流木の除去 	災害緩衝林整備事業実施数 150箇所（累計）

③次世代型森林情報活用プロジェクト

現状と課題	取組手法	成果指標 (R5)
<ul style="list-style-type: none"> 森林経営管理法に基づき、市町が「新たな森林管理システム」を運用 (R元.4～) 効率的、効果的な運用に当たっては、森林資源情報の把握が有効 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林資源情報の把握と活用 ・航空レーザ測量を実施し、その解析結果を森林クラウドに搭載 ・森林クラウドに参画する市町や林業事業者へのスムーズな森林資源情報の提供と有効活用 <p>活用例 未整備森林の抽出、流木の発生量・発生個所予測、地形情報による危険地評価、森林の適地評価、伐採跡地の抽出、林相情報等を用いた森林境界明確化作業の効率化、木材生産計画の策定、資源量や地形情報を考慮した路網計画策定など</p>	航空レーザ測量面積 1,200km ² （累計） (12万ha)

④森林・林業を担う人づくりプロジェクト

現状と課題	取組手法	成果指標 (R5)
<ul style="list-style-type: none"> みえ森林・林業アカデミーを平成31年4月に本格開講 次代の森林・林業と地域を担う人材育成の場としての定着が急務 	<ul style="list-style-type: none"> ●みえ森林・林業アカデミーにおける人材育成 ・既就業者を対象とした3つのコース「ディレクター育成コース」「マネージャー育成コース」「プレーヤー育成コース」を設置 ・森林経営管理法への対応など、ますます役割が重要となる市町職員を対象とした「市町職員講座」の設置 ・林業人材育成に必要な講座の設置 	みえ森林・林業アカデミー受講者数 120人（累計）

⑤A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト

現状と課題	取組手法	成果指標 (R5)
<ul style="list-style-type: none"> 今後、住宅着工戸数の減少が予測される一方、建築基準法の改正や森林環境譲与税の導入等を背景として、今後拡大が見込まれる中・大規模の非住宅分野等での新たな需要を獲得するため、安定供給体制の整備や品質向上などによる競争力強化が必須 輸出チャンスの拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ●川上から川下に至る木材流通システム改革 ・大型製材工場等へのA材の計画的かつ大口の供給に向け、産学官が連携して研究を進め、ICTで川上から川下を繋ぐ原木流通システムの構築を促進 ・首都圏を中心とする大都市圏での木造・木質化の需要に対し、競争力を持った供給・営業体制を構築するため、検討会の開催等を通じ、県内製材工場の水平連携体制構築を促進 ●木材利用に係る人材育成 ・中・大規模建築の内装や構造において積極的な木材利用を提案できる建築士の育成 ●輸出の促進 ・中国における木構造設計標準の施行や韓国のヒノキブーム等の好機を生かし、バイヤーを招聘しての商談会や、現地展示会への出展により、内装材をはじめとする優良材の輸出を促進 	競争力強化の取組数 5取組（累計）

⑥森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト

現状と課題	取組手法	成果指標 (R5)
<ul style="list-style-type: none"> 地域や学校の実情に応じたきめ細かな対応や、野外体験保育など未就学児にも対象を広げて欲しいとの現場の声 木製遊具等に常時触れ合える場所の設置を求める現場の声 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林環境教育・木育の更なる展開 ・既存施設に森林環境教育の実践フィールドや常設型の木育体験施設を新たに整備し、「みえ森づくりサポートセンター」のサテライトと位置づけ、取組を水平展開 ・これらサテライトにおける指導者養成講座の開催などソフト展開の充実 ・市町や民間事業者による森林環境教育・木育の取組を支援する体制の充実 ・みえ木育ステーション認定制度の創設 	みえ木育ステーション認定数 29箇所（累計）

三重県水産業及び漁村の振興に関する条例(仮称)の骨子案

別添3

基本的な考え方

本県の水産政策をさらに発展させていくため、次のポイントを踏まえ、条例の制定や「三重県水産業・漁村振興指針」を見直し基本計画に位置付ける等の取組を進めていきます。

- ①「包容力」「多様性」「持続可能性」を大切に共生社会づくりをめざすSDGsの考え方も踏まえ、科学的根拠に基づく効果的な資源管理や海女漁業の振興など、水域環境の保全、水産資源の持続可能な利用や維持及び増大を推進
- ②新たな技術を活用した社会課題解決モデルの構築をめざすSociety 5.0の考え方も踏まえ、真珠養殖をはじめ本県の強みである養殖業のAI・ICT技術を活用したスマート化など、水産業の競争力強化や働き方改革を推進
- ③地震や頻発・激甚化する風水害等からの被害の軽減をはじめ、災害に強く持続的な生産性が高い水産業と安心して快適な漁村を構築

<h3>前文</h3> <p>三重県の特徴、水産業及び漁村を取り巻く現状と振興の必要性、制定に向けた決意</p>			<h3>基本的施策</h3> <p style="text-align: right;">* 下線部は他県の条例に記載されていない三重県独自の取組</p>								
<h3>目的</h3> <p>水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、県の責務、水産業者・水産業の関係団体(以下「水産業者等」という。)・県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築を図る。</p>			<h4>水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の確立</h4>								
<h3>基本理念</h3> <p>将来にわたって、水産業が持続的に継続され、県民が豊かな水産物等をとおして水産県であることのすばらしさを実感できるよう、次の事項が行われることを基本とする。</p>			<h4>【漁船漁業】</h4> <p>○水産資源の適切な保存及び管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学的知見を踏まえた資源管理 ・栽培漁業の推進 (海女振興に向けたアワビ種苗生産等) ・調査及び研究の推進 等 			<h4>【養殖業】</h4> <p>○安全で安心な養殖水産物の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な疾病対策、養殖環境の保全 ・安定した収益性の高い養殖経営の推進 (AI・ICT技術の活用、真珠振興等) 等 					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"> <p>将来にわたって、漁業が継続的に行われ漁業者が一定以上の所得を確保</p> </td> <td style="width: 33%;"> <p>さまざまな世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に確実に継承できる魅力ある水産業を確立</p> </td> <td style="width: 33%;"> <p>災害に強く持続的な生産性が高い水産業と安心して快適な漁村を構築</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>○水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な管理に基づく維持・増大、競争力のある養殖業を確立</p> </td> <td> <p>○多様な意欲ある若者が漁業に就業し、漁業者自らが高い付加価値を創出するなど、水産業者等の経営力の強化</p> </td> <td> <p>○災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築を推進</p> </td> </tr> </table>			<p>将来にわたって、漁業が継続的に行われ漁業者が一定以上の所得を確保</p>	<p>さまざまな世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に確実に継承できる魅力ある水産業を確立</p>	<p>災害に強く持続的な生産性が高い水産業と安心して快適な漁村を構築</p>	<p>○水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な管理に基づく維持・増大、競争力のある養殖業を確立</p>	<p>○多様な意欲ある若者が漁業に就業し、漁業者自らが高い付加価値を創出するなど、水産業者等の経営力の強化</p>	<p>○災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築を推進</p>	<h4>多様な担い手の確保・育成と経営力の強化</h4>		
<p>将来にわたって、漁業が継続的に行われ漁業者が一定以上の所得を確保</p>	<p>さまざまな世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に確実に継承できる魅力ある水産業を確立</p>	<p>災害に強く持続的な生産性が高い水産業と安心して快適な漁村を構築</p>									
<p>○水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な管理に基づく維持・増大、競争力のある養殖業を確立</p>	<p>○多様な意欲ある若者が漁業に就業し、漁業者自らが高い付加価値を創出するなど、水産業者等の経営力の強化</p>	<p>○災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築を推進</p>									
<h3>水産業及び漁村振興に関する役割等</h3>			<h4>災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築</h4>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 33%;">県(責務)</th> <th style="width: 33%;">水産業者等(役割)</th> <th style="width: 33%;">県民(役割)</th> </tr> <tr> <td> <p>○水産業及び漁村の振興に関する施策を策定し、国、市町及び水産業者等と連携を図りながら、その施策を実施</p> <p>○水産業及び漁村の振興に関する県民の理解を増進</p> </td> <td> <p>○自らが水産業及び漁村の振興を図る主体であることの認識の下、基本理念の実現に主体的に取り組む。</p> </td> <td> <p>○水産業及び漁村並びに本県産の水産物に関する理解の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産物に関する消費生活の向上 ・水域環境の保全 <p>○遊漁者等は、航行等の秩序を守り、漁業生産活動に影響を与えない。</p> </td> </tr> </table>			県(責務)	水産業者等(役割)	県民(役割)	<p>○水産業及び漁村の振興に関する施策を策定し、国、市町及び水産業者等と連携を図りながら、その施策を実施</p> <p>○水産業及び漁村の振興に関する県民の理解を増進</p>	<p>○自らが水産業及び漁村の振興を図る主体であることの認識の下、基本理念の実現に主体的に取り組む。</p>	<p>○水産業及び漁村並びに本県産の水産物に関する理解の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産物に関する消費生活の向上 ・水域環境の保全 <p>○遊漁者等は、航行等の秩序を守り、漁業生産活動に影響を与えない。</p>	<p>○多様な担い手の確保及び育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働環境の改善、就業希望者の受入環境の整備(働き方改革等) <p>○安定した経営体の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協業化・法人化の促進、経営規模の拡大 <p>○高い付加価値の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出促進、六次産業化、異業種との連携等 等 <p>○協同組合組織の経営の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併等再編の促進 等 		
県(責務)	水産業者等(役割)	県民(役割)									
<p>○水産業及び漁村の振興に関する施策を策定し、国、市町及び水産業者等と連携を図りながら、その施策を実施</p> <p>○水産業及び漁村の振興に関する県民の理解を増進</p>	<p>○自らが水産業及び漁村の振興を図る主体であることの認識の下、基本理念の実現に主体的に取り組む。</p>	<p>○水産業及び漁村並びに本県産の水産物に関する理解の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産物に関する消費生活の向上 ・水域環境の保全 <p>○遊漁者等は、航行等の秩序を守り、漁業生産活動に影響を与えない。</p>									
<h3>基本計画</h3>			<h4>その他</h4>								
<p>施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な方針、主要な目標、基本的施策等について定める。 ○広く県民の意見を聞くとともに、議会の議決を経ることとする。 ○10年程度を見通し、概ね5年毎に見直す。 			<p>○技術の研究開発の推進及び普及 等</p> <p>○県民の理解の促進(魚食普及等) 等</p>								
<h3>今後の予定</h3>			<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>6月20日 常任委員会・条例骨子案報告</p> <p>10月9日 常任委員会・条例中間案報告</p> <p>10月中旬 条例案パブリックコメント</p> <p>11月頃 三重県水産業・漁村振興懇話会(有識者)</p> <p>12月12日 常任委員会・条例最終案報告</p> <p>令和2年2月 条例案提出</p> </div> <div style="margin-right: 10px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; text-align: center;"> <p>幅広く漁業者及び漁協等関係団体等からの意見聴取</p> </div> <div style="margin-right: 10px;">←</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>本庁と地域機関が連携して実施</p> </div> </div>								